

「みんなでグッジョブ運動」ロゴマーク使用要領

（目的）

第1条 この要領は、「みんなでグッジョブ運動」を広く県民にアピールし浸透させるため、「みんなでグッジョブ運動」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して必要な事項を定める。

（ロゴマークのデザイン等）

第2条 ロゴマークのデザイン及び配色については、別紙のとおりとする。

（使用の申請）

第3条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部長（以下「本部長」という。）にロゴマーク使用申請書（第1号様式）を事前に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部の構成団体が使用する場合は、第4条第1項の各号に明らかに適していると認められる場合はこの限りではない。

（使用の承認）

第4条 本部長は前条の申請が次の各号に適していると認めるときは、ロゴマーク使用通知書（第2号様式）を使用者に交付するものとする。

- (1) みんなでグッジョブ運動の各種広報啓発活動及び広く県民への普及拡大を図るため使用するもの
 - (2) ロゴマークを営利目的で使用しないもの
- 2 前項の承認には、必要な条件を付すことができる。

（使用後の取扱）

第5条 使用者は、ロゴマークの使用期間が終了した場合には、速やかにロゴマークを廃棄するものとする。

（使用の禁止）

第6条 本部長は、第3条の承認を受けていない使用者に対して、ロゴマーク使用禁止通知書（第3号様式）を交付し、使用物件の回収を求めるなど必要な措置をとるものとする。

（使用承認の取消）

第7条 本部長は、第4条の規定に適さないと判断された使用者に対して、ロゴマーク使用承認取消通知書（第4号様式）を交付し、使用物件の回収を求めるなど必要な措置をとるものとする。

(庶務)

第8条 本要領に関する庶務は、沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部事務局で処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの管理及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月10日から施行する。